

さらに、機構の研究開発成果の民間移転を促進するために、研究開発成果を着実に権利化することとし、特許等の出願件数を増大させるとともに、保有技術を説明する機会を拡大して民間における特許等の利用を拡大する。また、民間では整備困難な大型環境試験施設等の資産について民間による利用が容易となる仕組みを構築する。

宇宙科学全般における全国の大学及び研究機関の関連研究者との協力共同活動を一層発展させ、宇宙理・工学に留まらず、宇宙開発、航空科学技術全般に関して大学との連携・協力を推進するとともに、諸大学における宇宙理・工学の教育プログラムの推進に協力する。

10. 成果の普及、活用及び理解増進

機構の事業の成果や知的財産について、学会発表、発表会の開催等の

(3) 技術移転及び大型試験施設設備の活用

機構の研究開発成果の民間移転を促進するために、機構の研究開発成果を民間企業が有効に活用するための共同研究等の制度の拡充を行う。また、専門家を活用して特許等を発掘し出願件数を平成 19 年度までに年 120 件（旧 3 機関実績：過去 5 年間の平均約 90 件／年）とするとともに、特許内容をデータベースとして公開し、保有技術の説明会などを実施することにより特許等の活用の機会を増大する。

大型環境試験施設設備、風洞試験施設設備等について、民間企業等による利用を拡大するため、利用者への情報提供、利便性の向上を行い施設設備供用件数を平成 19 年度までに年 50 件（旧 3 機関実績：過去 5 年間の平均約 40 件／年）まで増加する。

(4) 大学共同利用システム

全国の大学や研究機関に所属する関連研究者との有機的かつ多様な形での共同活動を行う研究体制を組織して、科学衛星・探査機による宇宙科学ミッション、大気球・観測ロケット、小型飛翔体等による小規模ミッション、宇宙環境を利用した科学研究、将来の宇宙科学ミッションのための観測技術等の基礎研究を推進する。

10. 成果の普及・活用及び理解増進

機構の事業の成果や知的財産を広く普及しその活用を図るため、機構

手段により公表する、あるいはデータベースを整備し公開する等により機構の事業の成果や知的財産を広く普及しその活用を図る。

また、情報公開に対する社会的な要請の拡大に対応するため、インターネットやマスメディア等を通じ、評価結果や業務内容の積極的な情報提供に努め、業務の透明性を確保するとともに国民の宇宙航空活動に対する理解を増進する。

更に、人類の未知への挑戦と知的資産拡大への取組みについて、次世代を担う青少年の正しい認識とビジョンを育むため、教育現場等への講師派遣等、青少年に対する広報・教育支援活動を充実する。

の業務の成果を学会発表、発表会の開催等の手段により公表する。また、研究・技術報告、研究・技術速報等を毎年 100 報以上（旧 3 機関実績：平成 14 年度約 80 報）刊行するとともにデータベースとして整備し公開する。

機構の行う事業の状況や成果を正確にかつ分かりやすく伝達することにより業務の透明性を確保し国民の理解を増進するとともに、宇宙活動に対する国民の参画を得るための窓口として、特にインターネットを積極的に活用する。

- ・ ホームページの質及び量（23,000 ページ程度：旧 3 機関実績：平成 15 年 8 月現在同規模）を維持し月間アクセス数 400 万件（旧 3 機関実績：平成 15 年 8 月現在同規模）以上を確保する。
- ・ 最新情報をいち早くニュースとしてホームページに掲載するとともに、Eメールにより国民に最新の情報を届けるメールサービスを実施する。さらに、ホームページ読者との双方向性を意識した理解増進活動を行う。
- ・ 人工衛星などの愛称をインターネットを通じて募集するなど、ネットワークを活用して国民の参画意識を高める活動を実施する。

人類の未知への挑戦と知的資産拡大への取組みについて正しい認識をばぐくむため、教育現場等へ年 200 件（旧 3 機関実績：平成 14 年度 184 件）以上の講師を派遣し、次世代を担う青少年への教育支援活動を行う。また、以下の例をはじめとする、青少年等を対象とした各種の体験・参

11. 国際協力の推進

地球環境監視における各国との協力、国際宇宙ステーション計画、宇宙科学における世界の知を結集した科学観測など、国際貢献と我が国の経済社会・国民の利益の両者を考慮しつつ、我が国の国際的地位に相応しい国際協力を推進する。

加型のプログラムを行う。

- ・ 小中学生向けの基礎的な学習や実験（コズミックカレッジ等）、高校生や大学生向けの現場体験（サイエンスキャンプ等）といった、年代別の体験型プログラム
- ・ 教育者を対象とする理解増進プログラム
- ・ 宇宙科学の最先端を担う科学者による講演（宇宙学校）
- ・ 国際宇宙ステーションとの交信等を利用した教育、スペースシャトルや国際宇宙ステーション搭載実験機会の利用といった参加型プログラム

11. 国際協力の推進

宇宙科学研究、航空及び宇宙科学技術における基礎的・基盤的研究開発及び人工衛星及びロケット等の開発等の事業の実施に際しては、以下の例をはじめとする、相互利益をもたらし、我が国の国際的地位に相応しい国際協力を推進する。

- ・ 地球観測分野における各国との協力
- ・ 国際宇宙ステーション計画に係る参加国との協力
- ・ 科学衛星の国際共同観測プロジェクトにおける協力

また、国際協力の推進を図るため、宇宙航空関連国際会議、国際シンポジウムを開催する。

12. 打上げ等の安全確保

国際約束、法令及び宇宙開発委員会が策定する指針等に従い打上げ等の安全確保を図ること。

13. リスク管理

事業の実施にあたってはリスク管理を実施すること。

12. 打上げ等の安全確保

国際約束、法令及び宇宙開発委員会が策定する指針等に従い打上げ等の安全確保を図る。

13. リスク管理

事業の実施にあたってはリスク管理を実施する。

IV. 財務内容の改善に関する事項

次により、適切な財務内容の実現を図る。

ア 予算の効率的な執行に努める。

イ 適正な自己収入の確保。

外部の機関が競争的資金を用いて行う研究活動に積極的に参加するとともに、業務成果を活用した受託事業の拡大に努める。

(1) 自己収入の取扱い

自己収入の取扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

(2) 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成15年度～平成19年度予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	619,452
施設整備費補助金	31,331
国際宇宙ステーション開発費補助金	161,042
その他の国庫補助金	3,439
受託収入	3,916
その他の収入	3,011
計	822,191
支出	
一般管理費	37,469
（公租公課を除く一般管理費）	33,616
うち、人件費（管理系）	22,161
物件費	11,455
公租公課	3,853
事業費	584,994
うち、人件費（事業系）	66,864
物件費	518,129
施設整備費補助金経費	31,331

国際宇宙ステーション開発費補助金経費	1 6 1, 0 4 2
受託経費	3, 9 1 6
借入償還金	3, 4 3 9
計	8 2 2, 1 9 1

〔注１〕 人件費の見積り

期間中総額 8 9, 0 2 5 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び社会保険料等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。

〔注２〕 情報収集衛星

情報収集衛星の受託経費については、上記予算計画の金額に含まれていない。

〔注３〕 運営費交付金の算定ルール

【運営費交付金の算定方法】

ルール方式を採用。

【運営費交付金の算定ルール】

毎事業年度に交付する運営費交付金（Ａ）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{ (C(y) - T(y)) \times \alpha 1 (\text{係数}) + T(y) \} + \{ (R(y) \times \alpha 2 (\text{係数})) + \varepsilon(y) - B(y) \times \lambda (\text{係数}) \}$$

$$C(y) = P_c(y) + E_c(y) + T(y)$$

$$R(y) = P_r(y) + E_r(y)$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta (\text{係数})$$

$$P(y) = P_c(y) + P_r(y) = \{ P_c(y-1) + P_r(y-1) \} \times \sigma (\text{係数})$$

$$E_c(y) = E_c(y-1) \times \beta (\text{係数})$$

$$E_r(y) = E_r(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数})$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

C(y) : 当該事業年度における一般管理費。

E_c(y) : 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E_c(y-1)は直前の事業年度におけるE_c(y)。

E_r(y) : 当該事業年度における事業費中の物件費。E_r(y-1)は直前の事業年度におけるE_r(y)。

P(y) : 当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。

P_c(y) : 当該事業年度における一般管理費中の人件費。P_c(y-1)は直前の事業年度におけるP_c(y)。

P_r(y) : 当該事業年度における事業費中の人件費。P_r(y-1)は直前の事業年度におけるP_r(y)。

R(y) : 当該事業年度における事業費。

T(y) : 当該事業年度における公租公課。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等の一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。 $\varepsilon(y-1)$ は直前の事業年度における $\varepsilon(y)$ 。

$\alpha 1$: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについては、 ε （特殊経費）は勘案せず、 $\alpha 1$ （一般管理効率化係数）を各事業年度 3.42%（平成 14 年度予算額を基準額として中期計画期間中に 13%縮減）の縮減、 $\alpha 2$ （事業効率化係数）を各事業年度 1.0%の縮減とし、 λ （収入調整係数）を一律 1 として試算。
- ・ 事業経費中の物件費については、 β （消費者物価指数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）とし、 γ （業務政策係数）は一律 1 として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（ $\pm 0\%$ ）とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・ 自己収入の見積りについては、 δ （自己収入政策係数）は据え置き（ $\pm 0\%$ ）として試算。
- ・ 受託収入の見積りについては、過去の実績を勘案し、一律据え置き（ $\pm 0\%$ ）として試算。
- ・ 施設整備費補助金については、平成 18 年度までは一律 3.0%の縮減として試算。

[注 4] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成15年度～平成19年度収支計画

(単位：百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	556,299
事業費	459,525
一般管理費	34,846
受託費	3,916
減価償却費	58,012
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	
運営費交付金収益	389,983
補助金収益	101,378
受託収入	3,916
その他の収入	3,011
資産見返負債戻入	58,012
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

〔注1〕厚生年金基金の積立不足額については、科学技術厚生年金基金において回復計画を策定し、給付の削減、掛金の引き上げ等の解消方法を検討した上で、必要な場合は、人件費の範囲内で特別掛金を加算し、その解消を図ることとしている。

〔注2〕各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成15年度～平成19年度資金計画 (単位：百万円)

区別	金額
資金支出	
業務活動による支出	787,420
投資活動による支出	31,331
財務活動による支出	3,439
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	
業務活動による収入	787,420
運営費交付金による収入	619,452
補助金収入	161,042
受託収入	3,916
その他の収入	3,011
投資活動による収入	
施設整備費による収入	31,331
財務活動による収入	3,439
前期中期目標の期間よりの繰越金	—

[注] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅳ. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、305億円とする。短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受け入れに遅延等が生じた場合である。

Ⅴ. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

Ⅵ. 剰余金の使途

機構の決算において剰余金が発生したときは、

- ・ 重点研究開発業務への充当
- ・ 研究開発業務の推進の中で追加的に必要となる設備等の調達

の使途に充てる。

V. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備に関する事項

人工衛星等の確実な打上げと運用を行い、また、研究の推進に必要な施設・設備の更新・整備を重点的・計画的に実施することに努める。

2. 安全・信頼性管理に関する事項

宇宙航空活動のグローバル化に伴い、打上げ機会の増大、打上げロケットの能力増強、航空機及び宇宙機の高機能化に対応するために、安全・信頼性品質管理活動を推進する。

VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する事項

平成 15 年度から平成 19 年度内に取得・整備する施設・設備は次の通りである。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
射場・追跡管制及び試験設備等の老朽化更新及び宇宙・航空に関する研究開発設備	31,331	施設整備費補助金

[注] 上記の他、業務の実施状況、老朽度合いを勘案して、施設・設備の整備をすることができる。

2. 安全・信頼性に関する事項

- (1) 機構内の品質マネジメントシステムを構築し、順次システムの向上を進める。
- (2) 安全・信頼性管理に対する教育・訓練を行い、機構全体の意識向上を図る

3. 国際約束の誠実な履行

機構の業務運営にあたっては、我が国が締結した宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束の誠実な履行に努めること。

(3) 機構全体の安全・信頼性品質管理の共通データベースを整備し、データ分析を行い、予防措置を徹底する。

(4) 安全・信頼性向上及び品質保証活動の強化により、事故・不具合の低減を図る。

3. 国際約束の誠実な履行

機構の業務運営にあたっては、我が国が締結した宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束の誠実な履行に努める。

4. 人事に関する計画

(1) 方針

① 国家施策に基づく重要宇宙プロジェクトの確実な遂行から自由な発想に基づく科学研究までの幅広い業務に対応するため、組織横断的かつ弾力的な人材配置を図る。

また、業務に対応した適切な人材を確保するため、人材配置の具体的な実施計画を策定し、弾力的な再配置を進める。

② 人材育成、研究交流等の弾力的な推進に対応するため、任期付研究員の活用を図る。

③ 産学官の適切且つ効率的な連携を図るため、大学・関係省庁・産業界等との人事交流を行う。

④ 組織の活性化、業務の効率的な実施のため、目標管理制度及びその処遇への反映等の競争的、先進的な人事制度を採用する。

	(2) 人員に係る指標 統合効果を活かし、事務の効率化に努めることとし、質の低下を招かないよう配慮し、アウトソーシング可能なものは外部委託に努める等の施策を実施する。 (参考) 期初の職員（運営費交付金により給与を支給する任期の定めのないもの）数 1,772 名 期末の職員（運営費交付金により給与を支給する任期の定めのないもの）数の見込み 1,672 名以下 5. 中期目標期間を超える債務負担 宇宙航空に関する研究開発業務は、その性質上、実施期間は長期にわたることから、業務を分割することが効率性・経済性の観点から適当でなく、多年度にわたる債務を負担せざるを得ない場合があり得る。 したがって、中期目標期間を超える債務負担の計画が発生した時点で、適時に中期計画の見直しを行うこととしたい。 6. 積立金の使途 なし
--	---

独立行政法人日本芸術文化振興会の中期目標及び中期計画

主務府省名 文部科学省

中期目標	中期計画
(序 文) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。 (前 文) 都市化や過疎化、少子化や高齢化など社会の急激な変化が進む中にあって、人々が心豊かに生きる社会を築いていくことが重要であり、その核となる芸術文化の振興に対する国民の期待はかつてない高まりを見せている。 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、我が国を代表する芸術文化振興の中核的拠点として、①芸術文化の豊かな広がりを実現すること、②我が国の貴重な財産である伝統芸能を後世に伝えていくこと、③多彩で豊かな芸術の創造活動を活性化させること等の役割を果たすことが求められているところであり、その基盤の整備、活動の発展は我が国の芸術文化の振興において不可欠である。 このため、振興会は、芸術家・芸術団体等が行う芸術文化活動に対する支援を行うとともに、自らが設置する劇場施設において、我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の保存振興及び我が国における現代の舞台芸術（以下「現代舞台芸術」という。）の振興普及を図るための伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演等各種事業を実施することにより、芸術その他の文化の向上に寄与するものとする。 文化芸術振興基本法は、文化芸術活動を行う者の自主性・創造性が十分尊重されなければならないこと、国民が等しく文化芸術を享受しこれを創造することができる環境の整備が図られること、多様な文化芸術の保護及び発展が図られること等を文化芸術の振興に当たっての基本理念として定めている。	(序 文) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。 (基本方針) 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、我が国における芸術文化の中核的拠点として、国民の関心、果たすべき役割を常に踏まえながら、多様な活動を展開していくため、 ① 芸術文化振興基金の運用によって得た財源等による芸術その他の文化活動（以下「芸術文化活動」という。）に対する資金の提供等の支援 ② 国立劇場、新国立劇場を設置し、我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の公開及び我が国における現代の舞台芸術（以下「現代舞台芸術」という。）の公演 ③ 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修 ④ 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究・資料の収集・活用 ⑤ 劇場施設を伝統芸能の保存振興又は現代舞台芸術の振興普及等を目的とする事業の利用に供すること 等を行うこととする。 業務運営に関する重要事項を諮問するための評議員会については、伝統文化や現代舞台芸術をはじめとする様々な文化について高い識見を有する者で構成することとし、事業実施にあたっては、そこでの幅広い審議及び意見を参考とするとともに、芸術文化活動を行う芸術家、芸術団体等の自主性・創造性を十分に尊重しつつ行うこととする。

このような文化芸術振興の基本理念に鑑み、振興会が自らの役割を果たすためには、その主体性・自律性を十分尊重することを基本とし、かつ、今日の我が国の文化を取り巻く状況への配慮が不可欠であることから、振興会に設けられる評議員会等の審議及び意見を踏まえて、適切に事業を実施していくことが必要である。 上記を踏まえ、振興会の中期目標は以下のとおりとする。	
Ⅰ 中期目標の期間 振興会が実施する業務は、計画、準備から成果を得るまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。	
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 1 振興会の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費などの事務的経費については、事務の一元化、一般競争入札の積極的な導入等を進め、平成14年度予算を基準として中期目標期間中に、13%以上の効率化を図ること。 また、事業費についても、業務の効率化を進め、中期目標期間中に、毎事業年度につき1%以上の効率化を図ること。	Ⅰ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1-1 劇場利用者等へのサービスその他の業務の質の向上を考慮しつつ、振興会の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費などの事務的経費については、事務の一元化、一般競争入札の積極的な導入等を進め、平成14年度予算を基準として中期目標期間中に、13%以上の効率化を図る。 また、事業費についても、同様に、業務の質の向上を考慮しつつ、業務の効率化を進め、中期目標期間中に、毎事業年度につき1%以上の効率化を図る。 具体的には、下記の措置を講ずる。 ① 法人として明確な基本方針の下で、分野ごとの事業効率を高めるため、企画・分析機能を強化する。 ② 各事業の情報基盤を一元的に整備する等総合情報システムを構築し、各事業の効率的な運営を支援する。 ③ 手続きを簡素化し、業務運営の効率化と利用者の利便性を高める。 ④ 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。 ⑤ 各館の共通的な事務を一元化することにより、業務運営を効率化する。 ⑥ 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推

	進する。 ⑦ 上述のほか、汎用品の活用等民間における業務運営の効率化対策について調査研究し、積極的に取り入れる。 1-2 上記の効率化の進捗状況を踏まえ、組織機構の在り方を検討する。
2 振興会における業務運営について、外部有識者を含めて検討を行い、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させること。 また、研修等を通じて職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図ること。	2 振興会に、外部の有識者、各分野の専門家等で構成する評価委員会を設置するとともに、当該委員会において、振興会の目標等を踏まえ、組織、運営、事業などについて評価を実施する。評価に際しては、担当部署が行う自己点検、事業の実施結果に対する当該分野の外部専門家からの意見聴取等を踏まえ実施する。また、評価結果については、公表するとともに、組織の改善、事業の見直し、事務の改善等に反映させ、業務運営の効率化、国民に対するサービスの向上等に資する。 併せて、振興会が自ら実施する研修のほか、自己啓発・研修機会の充実を図るなど、各種職員研修を計画的に実施し、職員の能力向上、意識改革などを進め、業務運営の効率化、国民に対するサービスの向上等に資する。
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 芸術文化活動に対する支援 (1) -1 国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、芸術家及び芸術団体等が実施する次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。 ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動 ② 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 芸術文化活動に対する支援 (1) 国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、芸術家及び芸術団体等が実施する次に掲げる活動に対し、助成金を交付する。 ア 運営費交付金を充当して、芸術に関する団体が行う我が国の舞台芸術の水準向上に資する優れた公演活動に対し、助成金を交付する。 イ 芸術文化振興基金の運用収入等を充当して次に掲げる活動に対し、助成金を交付する。 ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を

- ③ その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

(1) -2 資金の支給に際しては、国、地方公共団体等における芸術文化の振興のための取り組みとの連携に留意するとともに、芸術文化団体等の芸術文化活動の充実・活性化や自助努力の助長など適切な支給効果が得られるよう配慮すること。

なお、資金の支給については、交付申請書受理から交付決定までの期間を、平成14年度の実績以下とすること。

(2) 助成金の交付に係る審査手続き等に関し、客観性及び透明性の確保を図るため、第三者機関による選考基準の策定、採択の審査等を行う体制を構築すること。

図るための活動

- a 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
- b 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動
- c 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動

② 地域の文化の振興を目的として行う活動

- a 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
- b 伝統的建造物群、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動

③ 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

- a アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
- b 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元伝承その他文化財を保存する活動

ウ 助成金の交付に際しては、国、地方公共団体等における芸術文化の振興のための取り組みとの連携に留意するとともに、芸術文化団体等の芸術文化活動の充実・活性化や自助努力の助長など適切な支給効果が得られるよう配慮する。

また、芸術家及び芸術に関する団体等の自主性を十分尊重することに留意する。

なお、助成金の交付申請書受理から交付決定までの期間について、事務の効率化・簡素化等を進め、平成14年度の実績（芸術文化振興基金について約60日）以下とする。

(2) 助成金の交付に係る審査手続き等に関し、客観性及び透明性を図るための体制等を次のとおり整備する。

ア 適正かつ効果的な助成を行うため、助成金交付要綱等を整備するとともに、これを公表する。

イ 助成金の交付を適切に行うため、各分野の専門家、学識経験者等外部の有識者からなる委員会（以下「委員会」という。）（必要に応じて分野ごとの専門委員会を置く。）を設置する。

ウ 助成対象活動及び助成金の額については、委員会が審査を行う。また、助成金の交付に関する重要事項については、委員会が調査審議する。

エ 助成金の交付対象を適切に採択するため、委員会において審

(3) 芸術文化振興基金の管理運用については、安全性に留意しつつ、客観性及び透明性の確保を図りながら、資金の確保に努めること。

(4) 助成金の交付については、助成対象活動の実施状況及び当該分野の現状等を調査するとともに、その調査結果や応募状況等を勘案し、より効果的かつ効率的な助成について検討し、事業に反映させること。

また、ホームページによる芸術文化団体等に対する各種情報等の提供を充実させ、年間アクセス件数を平成14年度の実績以上とすること。

査方法等選考に関する基準を策定し、これを公表する。

オ 審査の透明性を確保するため、審査終了後、助成対象活動、助成金の額及び審査に当たった委員の氏名、当該年度における審査経過等を、ホームページやパンフレット等で公表する。

(3) 芸術文化振興基金の管理運用については、安全性を重視するとともに、安定した収益の確保によって継続的な助成が可能となるよう、資金内容及び経済情勢の正確な把握に努め、各年度計画における運用方針のもとに、効果的な方法により行う。

(4) 助成金の交付については、助成対象活動の実施状況及び当該分野の現状等を調査するとともに、その調査結果や応募状況等を勘案し、より効果的かつ効率的な助成について検討し、事業に反映させる。

また、広報誌の定期的刊行とともに、ホームページによる募集案内、助成対象活動をはじめとする芸術文化団体等に対する各種情報等の提供を充実させ、年間アクセス件数を平成14年度の実績（約3万件）以上とする。

2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、次のとおり伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。

(1) 伝統芸能の公開

歌舞伎、文楽、能楽等の伝統芸能を古典伝承のままの姿で公開するように努めること。

また、多様な国民の関心にも配慮しつつ、各種公演を計画的に実施し、広く国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供すること。

2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、次のとおり伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う。

(1) 伝統芸能の公開

ア 伝統芸能の公開については、つとめて古典伝承のままの姿で、なるべく広く、各種の伝統芸能の演出や技法を尊重しながら、その正しい維持と保存に努めることとし、中期目標の期間中おのおの以下のとおり伝統芸能の公開を行う。

① 歌舞伎公演	年間 7 公演程度
② 文楽公演	年間 10 公演程度
③ 舞踊公演	年間 4 公演程度
④ 邦楽公演	年間 6 公演程度
⑤ 雅楽公演	年間 2 公演程度
⑥ 声明公演	年間 1 公演程度
⑦ 民俗芸能公演	年間 4 公演程度

(2) 現代舞台芸術の公演

国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ等の現代舞台芸術を自主制作により公演すること。

また、多様な国民の関心にも配慮しつつ、各種公演を計画的に実施し、広く国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供すること。なお、新作と再演のバランス等に配慮しつつ、レパートリーシステムの定着に努めること。

(3) 青少年等を対象とした伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

青少年等が伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力に触れることのできる機会の提供の充実に努めること。

(4) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施に際しては、次のことに留意すること。

ア 公開・公演の目的、期待する成果等を明確にし、外部の専門家等からの意見や観劇者の要望等を踏まえた評価等を行い、事

- ⑧ 大衆芸能公演 年間 67 公演程度
- ⑨ 能楽公演 年間 50 公演程度
- ⑩ 組踊等沖縄伝統芸能公演（平成16年度以降）

年間 30 公演程度

- ⑪ 特別企画公演 年間 4 公演程度

イ 歌舞伎の演目については、原典を尊重し、筋の展開が理解しやすいよう通し狂言の上演に努める。

ウ 優れた作品で上演が途絶えたものを復活して上演し、又は新作脚本の募集等を行い、優れた作品について上演を行う等演目の拡充に努めるとともに、新たな作者の育成にも努める。

(2) 現代舞台芸術の公演

ア 国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ等の現代舞台芸術を自主制作により公演するものとし、中期目標の期間中おおむね以下のとおり現代舞台芸術の公演を行う。

- ① オペラ公演 年間 15 公演程度
- ② バレエ公演 年間 6 公演程度
- ③ 現代舞踊公演 年間 4 公演程度
- ④ 演劇公演 年間 9 公演程度

イ 新作と再演のバランス、邦人作品の上演、レパートリーシステムの充実などに努める。なお、演劇については、我が国で創作された作品の再評価とともに、地方で活躍する劇団等との交流に努める。

(3) 青少年等を対象とした伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

ア 歌舞伎、文楽及び能楽を中心に青少年等を対象とした鑑賞教室を年間 6 公演程度実施し、新たな観客層の育成を図るとともに、伝統芸能を後代に伝えることに努める。

イ オペラを中心に青少年等を対象とした鑑賞教室を年間 1 公演程度実施し、新たな観客層の育成を図るとともに、現代舞台芸術の普及理解を図る。

(4) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の実施に際しては、次のことに留意する。

ア 個々の実施目的、演目、過去の鑑賞者数の状況等を踏まえた適切な鑑賞者数の目標を設定し、その達成に努める。

業の充実に反映させること。

イ 幅広く多くの国民の鑑賞を目指して、個々の公演において、適切な鑑賞者数の目標を設定し、その達成に努めること。

ウ 外部団体との連携協力等に努めること。

イ 観劇者に対するアンケート調査を適宜実施するとともに、その調査結果及び外部専門家等の意見を公演事業に反映させる。

ウ 外部団体との連携協力等に努める。

エ 制作した作品の地方の劇場での実施に努める。

3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、次のとおり伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を実施すること。

(1) 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修については、その対象とすべき分野・人数等について、関係団体の要望、外部専門家等の意見等を踏まえつつ、計画目標を設定し実施すること。

(2) 研修の成果を積極的に公表し、国民の理解の促進に寄与すること。

3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、次のとおり伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を実施する。

(1) 伝統芸能の伝承者の養成については、おおむね次のとおりとするが、実施に際しては、各分野の伝承者の人数、年齢構成、公開の実施状況等についての調査検討、研修修了後の就業機会確保のための関係団体等との協議、外部専門家等の意見を踏まえつつ、養成すべき分野及び人数等を決定する。

ア 養成分野・人数

- ① 歌舞伎（俳優、音楽）後継者養成
中期目標の期間中に18名程度の研修修了を図る。
- ② 大衆芸能（寄席囃子、太神楽）後継者養成
中期目標の期間中に8名程度の研修修了を図る。
- ③ 能楽（ワキ、狂言、囃子）後継者養成
中期目標の期間中に8名程度の研修修了を図る。
- ④ 文楽（大夫、三味線、人形）後継者養成
中期目標の期間中に6名程度の研修修了を図る。

イ 既成者研修の実施

- ① 歌舞伎俳優研修発表会 年2回程度
- ② 歌舞伎音楽研修発表会 年1回程度
- ③ 能楽研修発表会 年3回程度
- ④ 文楽研修発表会 年1回程度
- ⑤ その他必要に応じて、既成者に対する研修を実施する。

ウ 「組踊」の立方・地方の養成については、募集内容、カリキュラム等について、外部専門家等を交え検討を行い、早期の実現を目指す。

(3) 外部の有識者等を含めた外部評価等を実施するとともに、その結果を踏まえ、メニューや研修実施方法等の改善を図ること。

(2) 現代舞台芸術の実演家等の研修については、次のとおりとするが、実施に際しては、対象とする分野、人数等について、関係団体の要望、外部専門家等の意見を踏まえつつ、行うものとする。

ア 研修分野・人数

① オペラ

中期目標の期間中に25名程度の研修修了を図る。

② バレエ

中期目標の期間中に16名程度の研修修了を図る。

イ 発表会等の実施

① オペラ

年3回程度

② バレエ

年2回程度

ウ 演劇及びその他の関係者の研修については、外部専門家等を交えて検討を進め、その状況に応じて実施に向けて努力する。

(3) 外部の有識者等を含めた外部評価、研修実施方法等を検討する委員会における検討等を実施するとともに、その結果を踏まえ、対象分野の見直し、共通科目の統一的実施などメニューや研修実施方法等の改善を図る。

4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するとともに、その成果を研究者や国民一般に提供し伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進を図るため、次のとおり伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を図ること。

(1) 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うための調査研究や関連する調査研究を実施するとともに、研究成果を事業の充実や伝統芸能・現代舞台芸術の振興等に反映させること。

また、調査研究の成果を多様な方法を活用して積極的に公表し、国民の伝統文化、現代舞台芸術及び劇場活動に対する理解の促進、

4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演等の充実等に資するとともに、その成果を研究者や国民一般に提供し伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進を図るため、次のとおり伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用を図る。

(1) 伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

ア 調査研究

伝統芸能の純正な形態による公開等に資するため、次のとおり調査研究を実施する。

① 上演の途絶えた演目又は場面等の台本研究、上演に際して

関心の喚起等を図ること。

- (2) 資料の収集、活用方針を策定し、計画的な資料収集を行い、常に良好な状態において保存し、その充実を図ること。

また、収集した資料を振興会の各施設で展示公開を行うとともに、そのデータベース化を図るなど、各種方策を講じ、研究者はもとより広く国民の利用の促進を図ること。

の過去の記録等を調査した上演資料集の刊行、国立劇場における自主公演の映像記録等の作成を行い、公開に活用する。

- ② 日本各地の歌舞伎を主とした演劇興行に関する記録を調査し、年表を作成、「近代歌舞伎年表」として刊行し、再演及び研究への活用を図る。
- ③ 伝統芸能に関する各種古文献の復刻、演劇書の索引をはじめとする目録類の作成を行い、伝統芸能の研究者等の利用に供する。
- ④ 伝統芸能に対する国民の意識及び実態の調査を行い、伝統芸能の保存及び公開に反映させる。
- ⑤ 国立劇場が委嘱、初演した音楽作品の楽譜及び解説を刊行し、再演及び研究への活用を図る。
- ⑥ 組踊等沖縄伝統芸能に関し、沖縄県内各地の民俗芸能の調査研究、沖縄芸能史年表の作成、アジア太平洋地域の民族芸能の調査研究等を行う。

イ 収集及び活用

伝統芸能の理解及び普及を図るため、次のとおり資料の収集を実施するとともに、広く活用する。

- ① 伝統芸能関係図書、歌舞伎錦絵等博物資料、自主公演の上演情報等の収集及び分類整理を行い、閲覧、図録等の刊行、データベース化、インターネットによる提供、他の博物館施設等への貸与等を行う。
- ② 国立劇場で収録した公演記録映像及び自主企画映画をデータベース化し、劇場施設内において視聴を行う。
- ③ 国立劇場が収集した資料等を利用して、デジタル技術を活用した展示を行い、国民の伝統芸能に対する理解の促進に努める。
- ④ 収集した資料等を各劇場施設の目的に沿って次のとおり展示公開する。

国立劇場本館資料展示室	年2回程度
演芸資料館資料展示室	年3回程度
能楽堂資料展示室	年4回程度
文楽劇場資料展示室	年5回程度
国立劇場おきなわ資料展示室	
平成16年度以降	年4回程度

- (2) 現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活

(3) 一般利用者等に対するアンケート調査を適宜実施するとともに、外部の専門家等の意見を踏まえ、事業の充実に反映させること。	用 ア 調査研究 現代舞台芸術の公演等に資するため、次のとおり調査研究を実施する。 ① 主催公演に関する上演情報、出演者、文芸者についての資料をデータベース化し、関係者の利用に供する。 ② 国内外の現代舞台芸術上演作品に関する情報を収集整理し、関係者の利用に供する。 ③ 国内外の現代舞台芸術団体の実態及び活動状況を調査し、公演事業等の参考に供する。 ④ 国内外の劇場の実態調査を行い、管理運営等の参考に供する。 イ 資料の収集・活用 現代舞台芸術の理解及び普及を図るため、次のとおり資料の収集を行うとともに、広く活用する。 ① 我が国の現代舞台芸術の総合的な情報センターとして、外部専門家・有識者の意見を参考に、計画的な文献資料・視聴覚資料等の収集、閲覧、他の劇場等への貸与等を行う。 ② 現代舞台芸術情報システムにより、主催公演記録映像等各種情報をデータベース化し、劇場施設内において視聴を行う。 ③ 現代舞台芸術に対する一般の理解を促進するため、主催公演に関する衣裳・舞台装置などの舞台美術及び関係資料を、次のとおり展示公開する。 新国立劇場舞台美術センター資料館 年2回程度 (3) 実施に際しては、外部専門家等の意見を踏まえた計画を策定し、計画的に行う。 また、利用者等に対するアンケート調査を適宜実施するとともに、外部専門家等の意見を踏まえ事業の充実を図る。
5 劇場施設の利用 (1) 伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るための事	5 劇場施設の利用 (1) 振興会が行う伝統芸能の公開、現代舞台芸術の公演等各種事業

業又はその他の目的のための事業の利用に供するため、劇場施設を貸与し、有効活用を図ること。

- (2) 各施設の劇場利用者に対し、利用方法等の情報及び関連スタッフの提供を適切に行うとともに、利用者の要望等を調査し、その結果を業務の充実に反映させる。

の実施に支障のない範囲で、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及、その他の目的のための事業に対し、劇場施設を積極的に貸与する。その際、自主公演の利用計画の早期決定に努め、利用者に対する利便性の向上とともに、劇場施設の有効活用を図る。

- (2) 各施設及び設備等の概要、利用方法等の情報をホームページ等により提供するとともに、利用者の求めに応じ、入場券の点検、劇場内の案内、舞台機構操作等スタッフの提供を行う。
- (3) 施設等の利用料金については、定期的に他の施設の実態等を調査し、適正な価格となるよう努める。
- (4) 利用者に対しアンケート調査を適宜実施するとともに、その調査結果を踏まえ、貸与手続きの簡素化・効率化の推進等利用のさらなる充実に努める。

6 附帯する業務

伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、次の事業を実施すること。

(1) 教育普及事業の実施

ア 伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るための教育普及事業を実施し、児童生徒・国民一般に対する伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の増進等を図ること。

イ 教育普及事業への参加者については、中期目標の期間中毎年度平均で平成14年度の実績以上となるよう努めるとともに、参加者へのアンケート調査を実施し、回答者の70%以上から有意義であったとの回答が得られるように努め、調査結果を内容やテーマの設定等に反映させ、充実に努めること。

(2) 広報活動の充実

6 附帯する業務

伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、次の事業を実施すること。

(1) 教育普及事業の実施

ア 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する理解の促進と普及を図るための講座、公演記録映像の鑑賞会等を実施すること。

イ これらの事業について、中期目標の期間中毎年度平均で平成14年度の実績（約5千人）以上の参加者数を確保すること。

また、その参加者に対しアンケートを行い、回答者の70%以上から、その事業が有意義であったと回答されるよう内容について検討し、さらに充実に努めること。

ウ デジタル技術により、収集した資料等を利用しながら、教育普及を目的とした舞台芸術教材の作成、文化デジタルライブラリーの整備、インターネットによる小・中学校等教育機関への配信を行い、舞台芸術に対する理解促進を図ること。

(2) 広報活動の充実

インターネットなどを利用した各種情報の積極的な発信、伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演等についての広報活動を充実させ、伝統芸能、現代舞台芸術についての国民の理解促進、情報入手等に寄与すること。

また、ホームページへの情報の掲載に要する期間を7日以内とするとともに、年間アクセス件数を平成14年度の実績以上とすること。

(3) 交流事業の推進

我が国における伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進、活性化等に資するため、必要に応じて、特に組踊等沖縄伝統芸能の保存振興について、国内外の芸術関係団体等との交流等の実施に努めること。

(4) 劇場利用者等へのサービスの向上

ア 高齢者、身体障害者、外国人等を含めた来場者本位の快適な観劇環境の形成により、来場者の満足度の向上を図ること。

イ 各劇場の観劇者、観劇希望者の要望、利用実態等を踏まえたサービスを提供すること。

広報誌を定期的に刊行するとともに、ホームページにおける公演情報等を充実させ、伝統芸能、現代舞台芸術についての国民の理解促進、情報入手等に寄与する。

また、事務の効率化・簡素化等を進め、ホームページへの情報の掲載に要する期間を7日以内とするとともに、年間アクセス件数を平成14年度の実績（約77万件）以上とする。

(3) 交流事業の推進

我が国における伝統芸能及び現代舞台芸術の理解の促進、活性化等に資するため、必要に応じて、特に組踊等沖縄伝統芸能の保存振興について、国内外の芸術関係団体等による公演、芸能・舞台芸術に関する講演会等交流事業の実施に努める。

(4) 劇場利用者等へのサービスの向上

ア 高齢者、身体障害者等の利用にも配慮した快適な観劇環境を提供するため、表示類の整備、動線や施設設備の工夫、整備を図る。

イ 英文等主要外国語による案内、解説等を整備し、外国人等の利用環境の整備を図る。

ウ チケットの販売システムを整備し、チケットセンターでの一括販売、インターネット販売等を行い、観客の利用形態に応じた販売方法を提供する。

エ 会員組織を設け、会報による定期的な情報提供、入場券販売サービス等により観劇機会の増加を図り、会員数が中期目標の期間中平成14年度の会員数（約3万5千人）以上となるように努める。また、会員に対しアンケート調査を適宜実施し、その回答内容について検討し、充実を図る。

オ 鑑賞団体等に対し、ボランティア等も活用しながら、公演の各種情報の提供及び観劇にあわせた事前の公演内容等の説明会、施設の見学会を実施し、振興会の事業に対する理解の促進を図る。

カ 公演内容に応じ、イヤホンガイド、字幕表示を積極的に導入し、観客の公演内容の理解の促進を図る。

キ 劇場利用者の苦情処理体制を充実し、劇場利用者の要望・苦情への迅速な対応を図る。

ク 売店やレストラン等におけるサービスの充実を図るなど、劇

	場利用者にとって快適な劇場空間となるよう努める。
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 自己収入の確保や税制措置も活用した寄附金、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図る。 1 自己収入の増加 国民の鑑賞機会の確保、芸術活動の独創性等に十分留意しつつ、入場料、施設使用料、外部資金等自己収入の増加に努めること。 また、自己収入の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。 2 固定経費の節減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うことなどにより、固定経費の節減を図ること。	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画および資金計画 収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な収支計画による運営を図る。 また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。 1 予算（中期計画の予算） 別紙のとおり。 2 収支計画 別紙のとおり。 3 資金計画 別紙のとおり。 Ⅳ 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、10億円。 短期借入金が想定される理由は、運営費交付金の受入の遅延が生じた場合である。 Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。 Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、次の経費等に充てる。 1 助成事業の充実。 2 追加公演の実施、必要な備品の購入等公開・公演事業の充実。 3 研修器具購入等養成・研修事業の充実。 4 資料の購入等調査研究事業の充実。 5 観劇者サービス、情報提供の質的向上、老朽化対応のための施設・設備の充実。
Ⅴ その他業務運営に関する重要事項 1 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理業務の改善を図る。	Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画

2 施設設備に関する計画

(1) 業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成すること。

(2) 国立劇場おきなわの用地（未購入の部分）について、関係機関と調整の上、計画的に購入を進めること。

3 その他振興会の業務の運営に関し必要な事項

組踊等沖縄伝統芸能の保存及び振興に係る劇場施設の管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地元の協力を得るため、民間委託によるものとする。

また、現代舞台芸術の振興及び普及に係る劇場施設の管理運営についても、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を得るため、民間委託によるものとする。

(1) 方針

ア 職員の計画的、適正な配置と人事交流の推進等を図る。

イ 事務能率の維持、増進を図る。

① 福利厚生 の 充実

② 職員の能力開発等の推進

職員に対する実務研修等の充実により、各職員の能力開発及び意識改革を行い、より効率的な業務運営を図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

・ 期初の常勤職員数	319人
・ 期末の常勤職員数の見込み	317人

(参考2)

中期目標の期間中の人件費総額見込み

13,831百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当及び社会保険料等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

別紙のとおり施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。

3 その他振興会の業務の運営に関し必要な事項

組踊等沖縄伝統芸能の保存及び振興に係る劇場施設の管理運営については、沖縄芸能・文化の独自性とその伝統を活かし、地方自治体等地元の協力を得るため、財団法人国立劇場おきなわ運営財団に委託して行う。

また、現代舞台芸術の振興及び普及に係る劇場施設の管理運営についても、芸術家、芸術団体等の創意、工夫を取り入れるとともに民間等の協力を得るため、財団法人新国立劇場運営財団に委託して行う。